（表面）

様式第３号（第10条関係）（平30公安規７・全改、令元公安規３・一部改正）

第　　号
年　　月　　日

住　所

氏　名　　殿

公安委員会　　印

国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書

　　年　　月　　日付けで支給裁定の申請がありました国外犯罪被害弔慰金等については、下記の理由により、
ことといたしましたので通知します。

支給を受けることができる国外犯罪被害弔慰金等の種類及び額	国外犯罪被害弔慰金　・　国外犯罪被害障害見舞金
	国外犯罪被害弔慰金等の額　　円
理　　由	

◎裏面の注意をよく読んでください。

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏面）

注意

1　この裁定に不服があるときは、裁定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（ただし、裁定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、裁定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　裁定の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

⑵　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から６か月以内に、　　を被告として（訴訟において代表する者は　　公安委員会となります。）提起しなければなりません。